

官報号外

平成十六年三月十一日

○第一百五十九回衆議院會議錄 第十三号

平成十六年三月十一日(木曜日)

議事日程 第六号

平成十六年三月十一日

午後一時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件
中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名を行います。

○小渕優子君 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(河野洋平君) 小渕優子君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、中央選挙管理会委員に

坂田 桂三君 浅野大三郎君

後藤 茂君 足立 良平君

及び 猪熊 重二君

また、同予備委員に

元宿 仁君 今井 正彦君

西川 洋君 尾崎 智子君

を指名いたします。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案(内閣提出)及び預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案(五十嵐文彦君外二名提出)及び金融再生委員会設置法案(五十嵐文彦君外二名提出)の趣旨説明及び質疑

○米澤隆君登壇
〔米澤隆君登壇〕
○議長(河野洋平君) ただいま議題となりました日米租税条約につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
昭和四十七年に締結された現行租税条約が締結以来相當年を経てることから、これにかわる新たな租税条約を締結するため、平成十三年以降交渉を行い、その結果、平成十五年十一月六日にワシントンにおいて、この条約の署名が行われました。

本条約は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様、O E C D 条約モルタルを基本として、所得に対する国際的な二重課税を回避及び脱税を防止することを目的としつつ、日米両国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るために、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げるとともに、一定の親子関係にある会社間の配当、一定の金融機関が受け取る利子及び使用料を免税とする措置、また、条約の特典の濫用を防

平成十六年三月十一日 衆議院會議錄第十三号

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案(内閣提出)及び預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案(五十嵐文彦君外二名提出)及び金融再生委員会設置法案(五十嵐文彦君外二名提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案並びに五十嵐文彦君外二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案及び金融再生委員会設置法案について、趣旨の説明を順次求めます。國務大臣竹中平蔵君。

〔國務大臣竹中平蔵君登壇〕

○國務大臣(竹中平蔵君) ただいま議題となりました金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

ます、金融機能の強化のための特別措置に関する

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
○議長(河野洋平君) 日程第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長米澤隆君。〔本号末尾に掲載〕

所得税に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

所得税に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。(拍手)

止するための措置等について定めております。本件は、去る二月二十七日に外務委員会に付託され、三月二日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、引き続き質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、十日に討論を行った後、採決を行いました結果、賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

止するための措置等について定めております。本件は、去る二月二十七日に外務委員会に付託され、三月二日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、引き続き質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、十日に討論を行った後、採決を行いました結果、賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

る法律案について御説明申し上げます。

現下の経済情勢のもと、地域経済の活性化等が課題となる中で、我が国の金融機関等においては、企業再生や不良債権問題への対応など、リスク対応のための体力を高めることが重要となつております。

こうした状況に対応して、金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もつて信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的として、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、金融機関等は、合併等の組織再編成を行う場合を含め、平成二十年三月末までの間、預金保険機構に対し自己資本の充実を図るために株式等の引き受け等に係る申し込みをすることができるとしております。また、金融機関等を子会社とする銀行持株会社等も、当該子会社である金融機関等の自己資本の充実を図るために株式の引き受けに係る申し込みをすることができるとしております。

第二に、金融機関等は、株式等の引き受け等に係る申し込みに際して、収益性等の経営の改善の目標、当該目標を達成するための方策、責任ある経営体制の確立に関する事項、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないこととしております。その際、合併等特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には、経営の明確化に関する事項も記載することとしております。

第三に、主務大臣は、経営強化計画の実施により収益性等の経営の改善の目標が達成されると見込まれること、経営強化計画に記載された方策の実施により地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が地域経済の活性化のため

に適切なものであること等の要件に加え、合併等が特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には当該金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること等の要件を満たす場合に限り、株式等の引き受け等を行うべき旨の決定をするものとしております。

第四に、株式等の引き受け等の決定に従い金融機関等が発行する議決権制限株式の発行の特例等商法等の規定の特例、経営強化計画の公表及び変更、経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置、経営強化計画の実施期間が終了した後の措置、株式等の引き受け等が行われた金融機関等が行う株式交換及び合併等について所要の規定を整備するとともに、預金保険機構の業務の特例及び金融機能強化審査会等について所要の規定を設けることとしております。

第五に、協同組織中央金融機関がその会員の協同組織金融機関から引き受けた優先出資等を信託する場合において、平成二十年三月末までに協同組織中央金融機関から信託受益権等の買い取りの申し込みを受けたときには、所要の要件を満たす場合に限り、主務大臣の決定を経て預金保険機構の委託を受けた協定銀行が信託受益権等の買い取りを行うことができるとして所要の措置を講じるとしております。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

金融危機に対応するための公的資金制度である預金保険法第百二条第一号措置においては、金融機関への直接の資本増強のみが可能とされております。

こうした中で、金融危機への円滑な対応を確保するため、預金保険法第百二条第一号措置の必要性の認定を受けた金融機関を子会社とする銀行持株会社等に対する資本増強を可能とする等所要の措置を講ずることを目的として、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、預金保険法第百二条第一号措置につい

て、当該措置の必要性の認定を受けた金融機関をしております。

第二に、預金保険法第百二条第一号措置において金融機関等が発行する株式の総数の増加並びに当該金融機関等が発行する議決権制限株式及び優先出資について、商法等の規定の特例を設けることとしております。

第三に、経営健全化計画の適切な履行を確保する観点から、預金保険法第百二条第一号措置による株式等の引き受け等が行われた金融機関等が株式交換及び合併等を行う場合について認可を受けなければならぬこととして所要の措置を講じるとともに、優先株式等の引き受け等に係る資金援助についても同様の趣旨の規定の整備を行ふこととしております。

以上、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

何とぞ、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者五十嵐文彦君。

(五十嵐文彦君登壇)

○五十嵐文彦君 民主党・無所属クラブの五十嵐文彦でございます。

ただいま議題となりました金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案及び金融再生委員会設置法案、いわゆる民主党金融再生ファイナルプラン関連法案につきまして、提案理由及び内容の概要を御説明いたしました。

九七年、平成九年秋、都市銀行の一角である北

海道拓殖銀行が破綻し、翌九八年春には日本長期信用銀行が経営危機に陥りました。債務超過であつた長銀を国家的粉飾により健全な銀行に見せかけ、税金を投入して救済しようとした橋本内閣は、夏の参院選で惨敗し、退陣を余儀なくされました。

かわって政権の座に着いた小渕内閣では、バブル崩壊のA級戦犯である宮沢元総理が大蔵大臣に就任し、いわゆるブリッジバンク法案を提出しましたが、たちまち欠陥法案であることが露呈し、もはや自民党政権には政権担当能力がないことが明らかになりました。歴史にイフはありませんが、あのとき小渕内閣が民主党の金融再生法を丸のみしなければ、日本発の金融恐慌が起きたであろうことは、衆目の一致するところであります。

(拍手)

その後、長銀や日債銀が一時国有化されるともに、柳澤前金融担当大臣をトップとする金融再生委員会が発足、九九年春には、大手行に対し、新たな銀行が経営危機に陥り、足利銀行も破綻するに及んで、柳澤金融行政もまた問題先送りにすぎなかつたことが証明されました。

しかし、昨年、過去二度も資本注入を受けたりそな銀行が経営危機に陥り、足利銀行も破綻するに及んで、柳澤金融行政もまた問題先送りにすぎなかつたことが証明されました。

そして、今、小泉・竹中金融行政もまた同じ道を歩んでいます。金融危機などないと大見えを切りながら、昨年二度も金融危機対応会議を開催、債務超過の疑いが濃厚であつたりそな銀行に資本注入を行なったしました。さらに、経営難にある金融機関はないしながら、新たな公的資金制度を創設しようとしています。自民党政権の金融行政は、まさに国家的粉飾と欺瞞の金融行政と言うほかないません。(拍手)

小泉内閣は、景気は着実に回復していると宣言し、これをあたかも小泉構造改革の成果であるかのごとく自画自賛しています。しかし、小泉総理は、地方経済の厳しい現実を本当に見たことがあるのでしょうか。多くの中小企業経営者がみずから命を絶っているという厳しい現実を本当に見ることがあるのでしょうか。

のだという答弁がなされていました。しかし、今回のスキームでは、破綻の危機に瀕している金融機関の処理は引き続き預金保険法で行い、破綻の危機とはほど遠い元気な金融機関に対して資本を注入し、収益を改善させようという目的でありますから、これは今までのセーフティーネットのための公的資金の注入とは全く違うものであります。

果たして、公的資金の注入とはいがなる意味を持つているのか。つまり、金融機関に注入される公的資金の性格とはいがなるものか。そして、その性格から導き出される公的資金に課されている制約とはいがなるものなのか。そして、その制約の範囲内に今回のスキームがあると考える合理的な理屈はどこにあるのか。ぜひ御答弁をいただきたいと思います。（拍手）

公的資金が注入される結果として期待される効果についてもお伺いしたいと思います。

金融庁の説明では、長引くデフレによって自己資本が毀損し、健全な融資先からの資金需要にこたえられないようなケースを想定しているようになります。そして、自力で資本の増強をしようとしてもなかなかそれがうまくいかない、破綻金融機関が相次いでいる中で、不安に駆られた投資家がなかなか増資に応じてくれないと、やむなく、政府保証を背景にして預金保険機構が調達した資金を公的資金として注入する、これが政府の説明であります。

であるならば、公的資金の注入を受けた金融機関からは、信用供与の増加が期待されるわけあります。一体、政府は、このスキームを通して数値目標を達成するための公的資金を注入する銀行に対して数値目標を義務づけるのか否か、ぜひ答弁をいただきたいと思います。

また、数値目標を設定しても、過去の例を見てみると、メガバンクなどは、数値目標があるにもかかわらず、それを堂々とほごにし、そしてかえつて数兆円も融資残高を減らしてしまうという

暴挙を出しています。果たして、数値目標の達成に失敗をした経営者にはどのような責任が課せられるのか、政府の答弁をお願いします。

また、民主党の提案者に対しても、数値目標の設定並びに経営責任の課し方について説明をお願いしたいと思います。

次に、政府が合併にこだわる理由について質問をしたいと思います。

現在、金融機関組織再編促進法と今回の特別措置法によって、政府は中小金融機関の合併等の組織再編を目指しているように見えます。しかし、合併による金融機関の体力の強化には限界があります。事実、過去において合併をせずに体力を回復したケースもあれば、合併をした後に破綻をしてしまったケースももちろんあります。

合併が体力強化の決定的な要素にならないその理由は、問題の本質が金融機関の規模の大小にあるのではなく、リスクマネー、つまり、中小企業の投資的な性格を有する融資、これに対して、間接金融である銀行融資をもつて賄っているというところに本質的な問題があるからであります。

現在、中小企業の投資的性格を有する融資については、本来ならば直接金融で賄うべきであるのに、そのほとんどが間接金融である銀行融資によって賄われています。銀行融資はそもそも、その原資が銀行預金でありますから、これはリスクをとることはできませんから、このような預金を投資的な性格を有する融資に回してしまえば、リスクは銀行に集中してしまいます。そして、合併をして、このリスクを嫌う預金でリスクを伴う投資的な融資をしているという事情は変わらないのであります。

なぜ政府は、このような事情がわかつていながら、合併にこだわり、問題の本質を見誤った合併によって問題を解決しようとする金融行政を続けていているのか、ぜひ、このとんちんかんな考え方を御説明いただきたいと思います。（拍手）

次に、政府案では、収益性の向上、効率性の向

上、地域金融の円滑化、あるいは公的資金回収の可能性など、大変厳しい条件を課して公的資金の注入を決定することにしています。しかし、これほど厳しい条件をクリアできるほど能力があり、また意欲もある金融機関であれば、何も政府が手をかざすとも、自力で増資を募ることができるのではないかでしょう。

果たして、世にある機関投資家よりも政府の方がはるかに、この資本参加の安全性や収益の向上に関する判断がすぐれていると考える、思い上がった考え方を持っている理由はどこにあるのか、ぜひ御説明をしていただきたいと思います。（拍手）

過去に政府が行ってきた公的資金の注入では、リスクマネー、つまり、中小企業の投資的な性格を有する融資、これに対して、間接金融である銀行融資をもつて賄っているというところに本質的な問題があるからであります。

しかし、過去に政府が行ってきた公的資金の注入では、この注入は個別の金融機関を救済するものではない、一方で、金融システムの破綻を防ぐためのものである、このような説明がなされています。

過去、公的資金を注入する際にたびたび繰り返されてきたのは、この注入は個別の金融機関を救済するものではない、一方で、金融システムの破綻を防ぐためのものである、このようない説明がなされています。

しかし、今回のスキームによって投入される資金、それによって利益を得られる者が一体だれであるかと考へれば、それは対象金融機関という、まさに個別の金融機関であります。過去、政府が行ってきた説明の背景にあるものは、個別金融機関の救済のために公的資金を使ってはならないと、いう、そういう考え方が背景にあつたはずであります。ですから、今回のスキームを持ち込もうとする政府の考え方と過去の答弁とは、真っ向から矛盾していると言わざるを得ません。（拍手）

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 永田議員にお答えいたします。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

昨日の臨時国会召集の要求に対する対応でございましたが、昨年、内閣に提出された臨時国会召集の要求に対しては、政府としてこれに適切に対応するため、国民生活にかかわる諸課題を整理し、これをもとに予算編成を行つた上で、本通常国会の召集を図つたものであり、迅速かつ適切に対応していると考えております。

新たな公的資金制度の必要性に関するお尋ねであります。しかし、経済にもようやく明るい兆しも見えてまいりました。これを持続的な経済成長につなげていくことが、政府に課せられた責務であると認識しております。このための政策努力の一環として、金融機関が一層リスク対応能力を高めるこ

とにより地域等における金融が安心感を持つて円滑に行われるよう、今般、时限的に、地域等にお

下で百数十人を超えるような議員を抱える、そういう政党であります。これから数十年間政治家をやつていこうという私たちにとって共通の悩みとなつてるのは、果たして、総理の職務というものはどのぐらいとうといものなのかということです。

ける金融の円滑化に向けた金融機関の取り組みに對し国が資本参加し、金融機能の強化を図る制度を新たに設けることとしたところであります。公的資金の性格に関するお尋ねですが、公的資金制度は、資金供給の担い手として民間の経済活動を支える金融機関のリスク対応能力を高めるという性格を有する一方、その投入に当たっては、本来みずから経営努力を行うべき金融機関に対するモラルハザードの防止に留意が必要と考えます。

新たな公的資金制度は、現下の経済状況に如くし、時限的に金融機能の強化を図ることにより、金融システムの安定強化や地域経済の活性化につながるものであり、國民經濟的な意義があるものと考へております。

また、公的資金の投入に当たつては、法令等に定められた要件を厳正に審査するほか、合併を認めとする事業再構築を求めるなど、金融機関に厳しい自助努力を求め、状況に応じ適切に、結果責任等の經營責任の明確化を求めております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

一方、経営の細部にわたって厳格に結果責任を求めることは、結果として経営の自由度を大きく奪うことになり、かえって経営改革が阻害されないことから、信用供与の円滑化等地域活性化に資する方策等については、その実施状況を公表し、パブリックプレッシャーのもとで組みを促すこととしております。

さらに、計画の履行状況に照らして必要が認めるとときは、監督上必要な措置を命ずることができるとしております。

投資的な資金需要を満たす直接金融を実現するような仕組みこそを考えるべきではないのかとお尋ねがございました。

の妥当性等について目つきが求められますので、専門的な意見を活用すべく、金融機能強化審査の意見を聞く仕組みを整備しているところですが、それから最後に、新たな公的資金制度の合理性いかん、いうお尋ねがございました。

政府としては、経済の明るい兆しが日本経済隅々にまで浸透するよう、一層の政策努力を行っているところであります。この動きをより確かなものとするためには、金融面での対応も重要な認識をしているところでございます。

こうした政策努力の一つとして、时限的に、地域等における金融の円滑化に向けた金融機関の支

せかけ、資本注入で立て直してやろうというねらいも透けて見えております。

このスキームでないと、どこも資本注入を受けようとしているから、法律をつくる意味がないといふのが政府の本音である、そのように考えておりますが、結果として、経営責任も問われなければ不良債権の問題の解決や金融再生にもならないという、まさに役にも立たなければ意味もない、税金だけをむだに使う法律となってしまっている、そのように考えております。(拍手)

公的資金は、国民のお金であります。公的資金を注入するからには、資本注入を受けるに至つたことについて、銀行経営者の責任を明確にするこ

くて、活性化の方策の進捗が外部から評価で
ような指標も計画に盛り込むことも求めまして、
その実績を公表し、パブリックプレッシャーのよ
とで取り組みを促すこととしております。
信用供与等の計画の達成についての経営責任を
どうするのかというお尋ねがございました。
新たな制度においては、合併等を伴わない場合
には、経営改革の確実な実行を期するため、経営
陣は収益性等の数値目標の達成に厳格な結果責任を
を負つて経営に当たる仕組みとしております。

た。金融機関の破綻等も背景に、金融機関に対する投資態度が慎重となつてゐる場合等には、たとえ収益性の向上等が見込まれる金融機関であつても、民間からの円滑な資本の調達が難しい場合も十分考えられると思います。こうしたことから、地域経済の活性化等に向けた環境整備に万全を尽くすため、新たな公的資金制度を設けるものであります。

なお、資本参加の審査に当たつては、収益目標

まつております。一方で、中小企業や個人は、金融機関からお金を借りるときは、担保と個人保証をしっかりととられ、最後は身ぐるみはがされるところまで追い込まれてしまう、余りにも不公平と言うほかはありません。(拍手)

しかし、政府案では、自己資本比率が基準値以下の不健全な金融機関を除いて、資本注入を受けけるに至ったことについての経営責任は問われない形になつております。加えて、本当は不健全な金融機関なのに、粉飾をさせて健全な金融機関に見

ます 信用供与の円滑化に係る数値目標の設定についてお尋ねがございました。新たなる公的資金制度においては、国の資本参加に当たり、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策を盛り込んだ計画の提出を求めるところとしております。

に努めるとともに、グリーンシート市場の活性化ですとか投資ファンド法制の整備など、中小企業の資金調達の円滑化に向けた施策にも取り組んでいるところでございます。

まず、公的資金を注入された金融機関の経営責任についての考え方であります。これまで、破綻金融機関の損失の穴埋めに十兆円、不良債権の買い取り等に十一兆円、資本注入に十二兆円、総額四十二兆円もの巨額の公的資金が投入をされてまいりました。しかし、責任を問われたのは破綻金融機関の経営者らごく少数にとどまつており、多くがその責任追及を逃れてしまふのであります。

銀行がイコール間接金融という図式は、必ずしも実態をあらわしていないふうに考えておられます。銀行が直接金融も担つてているのが中小企業向け融資の実態であり、すなわち、中小企業向け融資の中には、実質的に資本に相当するものが含まれております。

金融機関と中小企業との間で、長年にわたつて暗黙の合意のもとに継続をしておりましたような

ます。
(拍手)
〔國務大臣竹中平蔵君登壇〕
○國務大臣(竹中平蔵君) 永田議員から五問質問
をいただきました。
その前に一点、永田議員は、りそなと足利の破綻処理とおっしゃいましたが、りそなは破綻していませんので、その点は御注意を賜りたいと思
います。
(拍手)

うお尋ねがございました。
中小企業の資金需要にこたえて起業、創業を活性化させるためには、新たな公的資金制度の創設だけではもちろんこれはだめでございまして、リスクマネーを供給する直接金融市場の活性化も不可欠であると我々も考えております。

域等における金融の円滑化に向けた金融機関の取り組みに對し我が國が資本参加をして金融機能の強化を図る施策を講じるということは、地域経済の活性化や金融システムの安定強化につながるものであり、まさに国民経済的な意義があるというふうに考える次第でございます。（拍手）

ことについて、銀行経営者の責任を明確にすること
は当然であります。

民主党案では、早期健全化法の大原則に経営責任の明確化を掲げ、資本注入の要件として、代表取締役等の退任その他の経営責任を明確にするための措置をとることを明記いたしております。

続きまして、中小企業向けの投資的性格を有する融資のリスクに関する考え方がありまし。

と考へております。
また、公的資金の投入に当たっては、法令等に定められた要件を厳正に審査するほか、合併を初めとする事業再構築を求めるなど、金融機関に厳しい自助努力を求め、状況に応じ適切に、結果責任等の経営責任の明確化を求めております。

活性化に資する方策等については、その実施状況を公表し、パブリックプレッシャーのもとで取り組みを促すこととしております。

さらに、計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、監督上必要な措置を命じることができることがあります。

投資的な資金需要を満たす直接金融を実現するような仕組みこそを考えるべきではないのかといふ

最後に、新たな公的資金制度の合理性いかん
いうお尋ねがございました。
政府としては、経済の明るい兆しが日本経済
隅々にまで浸透するよう、一層の政策努力を行
っているところであります。この動きをより確
かなものとするためには、金融面での対応も重要
な認識をしているところでございます。
こうした政策努力の一つとして、时限的に、

うのが政府の本音である、そのように考えており
ますが、結果として、経営責任も問われなければ
不良債権の問題の解決や金融再生にもならないと
いう、まさに役にも立たなければ意味もない、税
金だけをむだに使う法律となってしまっている。
そのように考えております。(拍手)

平成十六年三月十一日 衆議院会議録第十三号

融資は、劣後ローンに転換をするということなく、実質的に資本とみなすべきである、このように考えております。(拍手)

○津村啓介君 民主党的津村啓介です。

永田寿康議員の格調高い御質問に、二つの点でお答えいたします。

まず、自民党政権による金融機関の破綻処理をどのように評価しているのかという御質問についてです。

私たち民主党は、与野党を超えた多くの国會議員の皆さんのが、築かれた本来あるべき金融再生スキームが、実際には正しく運用されず、結果として国民に多くの負担を強いたと考えております。

例えて言えば、せっかく性能のよい、よく走る車をみんなでつくったのに、肝心のドライバーが酔っぱらう運転をして、車を壁にぶつけたり谷に落としたりして、目的地にたどり着けないまま、その車でもぼろぼろにしてしまった。自民党政権下における金融破綻処理は、そんなみじめな姿になつてゐるのではないか。 (拍手)

具体的に申し上げます。

旧長銀は、金融再生法に従つて一時国有化され、外資の投資ファンドに売却されました。旧長銀処理に要した費用は八兆円にも上ります。なぜ

このような結果になつたのか。

第一に、政府は、旧長銀の不良債権を厳格に分離せず、多くの不良債権を残しました。その結果、買い手は一向に見つからず、民法の瑕疵担保の法理を悪用した、いわば不平等条約ともいふべき瑕疵担保特約をひねり出さざるを得なかつたわけです。瑕疵担保特約は、買い手の側に、貸しはがしをして債務者を追い込み、國かほかの銀行に肩がわりをさせた方が得だというインセンティブを与えます。現実に、新生銀行はこうした論理で大規模な貸しはがしを実践したとも言われております。

第二に、旧長銀の売却を急ぎ過ぎたことも問題

です。 売り急げば買ったたかれるのは、市場原理、マーケットメカニズムの基本中の基本であり、子供にもわかる理屈です。国際金融マーケットの専門家を相手に、足元を見透かされるような拙速な売却を行つた結果、瑕疵担保特約だけでなく、株式含み益二千五百億円をもお土産について、政府は旧長銀をわずか十億円でたき売つてしまつたのです。

日本銀行のマーケットセクションにおける私自身の経験に照らしましても、こうした取り組みは、東京マーケットを世界に冠たる国際金融市场として育成し、日本の金融産業の国際競争力を高めていくという、橋本元総理が主導されました金融ビッグバンの流れに水を差し、JGB、日本国债の発行主体としての日本政府の信用力にも影を落とすものと見えます。(拍手)

第三には、売却先が外資の投資ファンドであつたことです。結果として、我が日本の国富を失つたとも言え、しかも、売却選定に当たつては、不透明な話も取りざたされました。日本の国益を損ねたのではないでしようか。民主党政権ならば、このような結果にはならなかつたと断言します。(拍手)

不良債権を厳格に分離すれば、瑕疵担保特約は必要ありません。したがつて、新生銀行の貸しはがしを招くこともありませんでした。一時国有化したまま銀行再生を進め、企業評価を高めたところで株式を再上場し、株式をマーケットで売却していくれば、大きな売却益を得ることができ、損失を最小限にして国民の負担を軽減することができたはずなのです。

次に、もう一つの御質問であります公的資金を注入された金融機関の信用供与における数値目標について、私たち民主党の考え方をお答えいたし

て極めて重要であるからです。とりわけ、預金者

を保護することと金融仲介機能を維持することがあります。したがつて、資本注入と引きかえに中小企業向けの融資拡大を義務づけることは当然のことです。

九九年三月の資本注入の際には、中小企業向けの融資拡大が義務づけられました。しかし、二〇〇二年三月期には、UFGグループが計画比マイナス二・五兆円、りそなグループが計画比マイナス一・七兆円となるなど、大幅の未達事例が相次きました。さらには、二〇〇二年九月期において、みずほグループが計画比マイナス五兆円となり、さすがに金融庁も業務改善命令を出さざるを得なかつたわけです。

健全銀行をより健全な銀行にして中小企業にお金を貸させるというのが政府の説明だつたはずですが、もともと不健全な銀行を一息つかせただけだったことがこのような結果を招いたのです。

小泉総理は、今国会の施政方針演説におきまして、「地域の再生は、元気な日本経済を実現するかぎ」とおっしゃつております。地域の経済や雇用を支える中小企業の経営の改善を通じた経済再生の動きが全国津々浦々まで広がつていくよう、総合的な政策努力が必要と考えます。今回の法律案も、こうした総合的な政策努力の一環と位置づけられます。

そこで、まず、地域の再生を通じた日本経済の活性化、さらには持続的な成長の実現に向けた小

政府案では、信用供与の円滑化に資する方策を経営強化計画で定めることを義務づけてはいております。(拍手)

政府案では、信用供与の円滑化に資する方策を経営強化計画で定めることを義務づけてはいております。つまり、鉛筆をなめて絵をかき、こういう方法でやりますといふ計画さえ作文をすれば、計画が絵にかいたもちに終わつても直ちに責任が問われないということになります。

このようないやり方では、一部銀行が公的資金をいわば食い逃げすることを許してしまい、本来の目標、ゴールであつたはずの金融仲介機能の円滑化、さらによれば、中小企業向け融資の拡大を実現することはできません。

政府案の根本的な矛盾として御指摘をいたしました。提出者としての私からの答弁といたしま

○上田勇君 「上田勇君登壇」

私は、自由民主党、公明党を代表いたしまして、内閣提出の金融機能の強化のための特別措置に関する法律案外一案及び民主党提出の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案外一案につきまして、総理及び関係大臣並びに法案提出者にお伺いをいたします。(拍手)

我が国経済は、設備投資の増加や好調な輸出に支えられ、明るい兆しが見えてきたとも言われております。しかしながら、地域の中小企業の経営はまだまだ厳しさが続いているというのが実情であり、いまだ景気回復の実感がないというのが現実であります。

小泉総理は、今国会の施政方針演説におきまして、「地域の再生は、元気な日本経済を実現するかぎ」とおっしゃつております。地域の経済や雇用を支える中小企業の経営の改善を通じた経済再生の動きが全国津々浦々まで広がつていくよう、総合的な政策努力が必要と考えます。今回の法律案も、こうした総合的な政策努力の一環と位置づけられます。

そこで、まず、地域の再生を通じた日本経済の活性化、さらには持続的な成長の実現に向けた小

地域経済の再生を図つていく上では、地域の金融機関が健全な機能を発揮していくことが必要であります。しかし、地域金融機関は、地域経済において極めて大きな役割を担つているほか、中小企業と密接な関係にあることから、地域の中小企業の厳しい経営がそのまま金融機関の財務状況の悪化につながつてゐるのが実情であります。こうした中で、金融機関では、経営の健全化に向けたさまざまな努力が進められてゐるところではありますけれども、十分な結果が出でているとは言えないというのが実情であります。

現在の地域金融機関の全般的な財務内容などの

○副議長 中野寛成君 上田勇君。

〔議長退席、副議長着席〕

経営状況をどのように評価されているのか、竹中金融担当大臣にお伺いいたします。

また、本法案が、こうした地域金融機関の経営の健全化、金融システムの機能改善にどのような役割を果たすものなのか、小泉総理にわかりやすく御説明をお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、日本経済が本格的に再生していくためには、現在大変な苦労をされている地域の中小企業が元気になることが不可欠であります。

地元の経営者の方々に、最も困っていることは何かということをお伺いすると、返つてくるのは、第一に製品やサービスの価格が下落をしているということ、第二に資金繰りの難しさであります。金融機関の中、中小企業向け貸し出しの状況を見ると、残高の減少が続いておりまして、二〇〇〇年末には三百三十五兆円、だつた貸出残高が、二〇〇三年九月には百八十七兆円となつております。九〇年代末以降、中小企業はずっと厳しい金融環境下に置かれております。こうした背景には、借り入れ企業側の要因もありますけれども、地域金融機関が本来の使命を十分に果たしていないと言わざるを得ません。

本法案は、金融機関の救済だけを目的としたものではなくてはならないわけであります。地域の中小企業の経営改善を通じて地域経済全体の再生に役立つものでなければ、公的資金を投入する意味がないと思います。

このスキームで金融機関の資本を増強することによりまして、確実に地域における金融の円滑化が具体的に図られるよう、どのような手立てが講じられているのか、竹中大臣にお伺いいたします。

また、本法案のスキームによりまして、長期的に見ても経営改善が期待できないような、本来は淘汰されるべき金融機関や、また、そこから融資を受けている企業の延命が図られ、かえって経済構造改革の進展が妨げられるのではないかという

批判があります。確かにそういう可能性もないわけではありませんけれども、多くの企業が将来の再生、成長の可能性を持つているにもかかわらず、資金繰りが円滑にいかないために経営が成り立たなくなつてしまつて、いるのも事実であります。

その意味から、このスキームによる資本増強を通じて、金融機関が適切なリスクをとり、将来性のある事業に円滑に十分な資金を提供することが可能になると考えております。総理の御所見をお伺いいたします。

公的資金を投入するに当たつては、金融機関の健全性や地域経済において担つて、いる役割の重要性などについて厳正に審査されなければならないことは当然のことであります。また、資本増強後も、経営強化に向けて適切な措置がとられていることを確かめるとともに、経営陣のモラルハザードを防止する仕組みが必要であります。竹中大臣の御所見をお伺いいたします。

さらに、地域金融機関への検査についても配慮が必要であるというふうに考えます。もちろん、預金者等の保護の観点から、検査は厳正に行う必要があります。しかし、地域金融機関が仲介機能を的確に發揮していくためには、中小企業の実態に即したきめ細かい検査を行つたり、中小企業の再生に向けた取り組みを評価するなど、それぞれの地域金融機関の取り組みを検査において十分に反映させていく必要があります。

二月二十六日に、金融庁は、金融検査マニュアル別冊・中小企業編を改訂いたしました。大企業とは異なる中小企業の特質、特に経営者の資質や意欲に注目していることは、重要な点だと考えます。こうした改訂を実施した目的と、それによりまして期待される効果につきまして、竹中大臣の御所見をお伺いいたします。

また、改訂された検査マニュアルでは、代表者からの借入金や通常の債務を劣後ローンと交換するデット・デット・スワップなどについて、短期

間での返済が求められることのない安定した資本に準じた性質を持つるものとして適切に評価することを明記しているところであります。外部

からのお質問を伺います。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、経営の安定性を現実的に評価するという意味ではとても重要な視点だと考えますが、竹中大臣のお考えを伺います。

預金保険法第百二条措置につきましては、昨年五月に、りそな銀行に対し第一号に基づく資本増強について、また十一月には、足利銀行に対しまして三号に基づく特別危機管理について必要性の認定が行われました。これらの措置は、いずれも金融危機に対応するための例外的な措置

金融危機に対応するための公的資金制度である預金保険法第百二条措置につきましては、昨年五月に、りそな銀行に対し第一号に基づく資本増強について、また十一月には、足利銀行

に準じた性質を持つものとして適切に評価することを明記しているところであります。外部

からのお質問を伺います。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、経営の安定性を現実的に評価するとい

う意味ではとても重要な視点だと考えますが、竹中大臣のお考えを伺います。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案につ

きまして質問いたします。

金融危機に対応するための公的資金制度である

預金保険法第百二条措置につきましては、昨年

五月に、りそな銀行に対し第一号に基づく資本増強について、また十一月には、足利銀行

に準じた性質を持つものとして適切に評価することを明記しているところであります。外部

からのお質問を伺います。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案外三案の趣旨説明に対する上田勇君の質疑

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 上田議員にお答へました。

経済の活性化についてでございますが、日本経済は、企業収益が改善し、設備投資も増加するなど、国主導の財政出動に頼らなくても、民需が主導する形で着実に回復してきたと思つております。

これまでの改革の成果を地域、中小企業にも浸透させるため、構造改革特区のさらなる進展、稚内から石垣までの全国都市再生、一地域一観光を目指した観光立国への推進など、引き続き民間と地方のやる気を引き出す改革を進め、民間需要主導の持続的な経済成長の実現を図つてまいりたいと考えております。

本法案の果たす役割や資本増強による金融の円滑化の効果についてでございますが、我が国経済の明るい兆しを地域経済や中小企業にも浸透させた場合には、資金供給の担い手として民間の経済活動を支える金融機関が一層リスク対応能力を高め、地域等における金融が安心感を持つて円滑に行えるよう、その環境整備に万全を尽くしていくことが重要と考えております。

このため、金融機能強化法案は、平成二十年三月末までの間、経営改革を行い、地域における金融の円滑化等金融機能を強化する金融機関に対して、申請に基づき適切な審査を行つた上で、国が資本参加をする枠組みを整備するものであります。

その際、国が資本参加する金融機関には、経営強化計画に信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策を盛り込むとともに、その着実な実施を求めておりました。

預金保険法第二百二条措置の発動の意義について

では、過少資本、債務超過という各行のそれぞれの状況に応じ、金融危機対応会議の議を経て、信託の秩序の維持のため、それぞれ資本増強、一時国用化の措置を講じたところであります。

これらは、金融危機が生ずることを未然に防止し、預金者や中小企業を中心とする取引先に不安を与えることのないよう、銀行の再生と金融システムの安定を確保するため行つたものであり、この点は総理談話を出すなど、十分な説明に努めてきたところであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 上田議員から八問質問をいたしました。

持続的な成長の実現についてのお尋ねでござい

ます。

経済が着実に回復しつつある今こそ、地域再生

の絶好の重要なチャンスであると認識をいたして

おります。地域再生推進のためのプログラム等に

より、地域が主体となって取り組むことを支援し

ていくということは重要であると考えております。

とりわけ、行政サービスの大胆な民間開放、

地域の基幹産業の再生などに尽力するつもりでございました。

地域金融機関の経営状況についてのお尋ねがございました。

地域金融機関の直近の財務状況を見ますと、昨

年十一月に特別危機管理銀行となつた足利銀行を

除きましたが、すべての金融機関が健全性の基準を

満たしております。

金融庁としては、検査や監督上の対応を通じて、各地域金融機関の経営状況を的確に把握し、

早目早目の経営改善を促すことにより、地域の金

融システムの安定に万全を期してまいります。

地域金融の円滑化のための方策についてお尋ねがございました。

では、過少資本、債務超過という各行のそれぞれ

の状況に応じ、金融危機対応会議の議を経て、信

託の秩序の維持のため、それぞれ資本増強、一時国

用化の措置を講じたところであります。

これは、金融危機が生ずることを未然に防止

し、預金者や中小企業を中心とする取引先に不安

を与えることのないよう、銀行の再生と金融シス

テムの安定を確保するため行つたものであり、

この点は総理談話を出すなど、十分な説明に努め

てきたところであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させ

ります。

これとの関連で、金融機関のモラルハザード防

止についてのお尋ねがございました。

国の資本参加に当たつては、収益性、効率性等

を確保することは、リスク対応力の増大を通じた

金融の円滑化に資するものと考えられ、このよう

な取り組みによって、地域の中小企業に対する金

融の円滑化、中小企業の再生が図られていくもの

というふうに考えております。

これとの関連で、金融機関のモラルハザード防

止についてのお尋ねがございました。

この点は総理談話を出すなど、十分な説明に努め

てきたところであります。

今後、このデット・デット・ソフト・スワップの活用等

が金融機関による中小企業の再生支援等に資する

ことを期待しているところでございます。

銀行持ち株会社を通じた子会社への資本増強に

議長の報告

における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件
千九百四十九年八月十一日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件
千九百四十九年八月十一日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する児童の売買、児童買春及び児童ボルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件
児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件
東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件
欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国軍の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案
武力攻撃事態における特定公共施設等の利用に関する法律案
自衛隊法の一部を改正する法律案
武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案

R S 対策の一環として一般国民にインフルエンザ予防接種を推奨するのは不適当と考
えるが、政府の見解如何。

(二) 仮にインフルエンザ予防接種に有効性が認められるとしても、日常的に感染患者と濃厚に接触する医療従事者にこそ予防接種を勧告すべきである。実際、WHO第九四報は医療従事者に対し予防接種を強く勧告したものであり、一般市民への予防接種を推奨するものではないと考えるが、政府はこれまで医療従事者に對して予防接種を勧告したことはあるか。また、今後、勧告する予定はあるのか。

五 厚生労働省国立感染症研究所が作成した鳥インフルエンザに関するQ & Aに記載されているとおり、現在使用されているヒトのインフルエンザワクチンはH5やH7などの鳥インフルエンザに対しては効果が無いことは言うまでもない。しかしながら、厚生労働省は「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について」(平成十六年一月一日厚生労働省健康局結核感染症課長通知において、鳥インフルエンザに感染したトリと接触した者等に対して、インフルエンザ予防接種を勧告している。

(二) 一月一日通知において、トリと接触した者の体内において高病原性鳥インフルエンザウイルスと他のインフルエンザウイルスの遺伝子の再集合が起きるリスクがあると主張するが、トリと接触した者の体内で当該再集合が起きるリスクはどの程度の確率であるのか定量的に示されたい。

(二) 現行のインフルエンザワクチンは鳥インフルエンザに対して効果が無いにも関わらず、トリと接触した者に予防接種を勧告するのは、如何なる効果を期待したものであり、かつ、接種を受けることにより当該効果が達成される見込みはどの程度であるのか定量的に示されたい。また、当該効果を裏付ける科学的根拠を個別具体的に示されたい。

(三) 一月一五日通知に基づきインフルエンザの予防接種を受けた者に健康被害が発生した場合、国の勧告により実施された予防接種を希望する高齢者が予

種であるので、接種を受けた者に手厚く救済する必要があると考えるが、政府の見解如何。

六 厚生労働省は、鳥インフルエンザ対策として、一月一五日通知においてワクチンと並び抗インフルエンザ薬の予防投与をWHOの勧告を根拠に勧奨している。また、厚生労働大臣は新型インフルエンザ対策としてオセルタミビルの国家備蓄を検討していると報じられている。

(二) 一月一五日通知で投与を勧奨している抗インフルエンザ薬の具体的な名称を示されたい。また、当該抗インフルエンザ薬は如何なる作用機構により如何なる効果を期待したものであるのか、その裏づけとなる個別具体的な科学的根拠とともに示されたい。

(二) オセルタミビルは、新型インフルエンザ対策として如何なる作用機構により如何なる効果が期待されるのか。また、投薬を受けることにより当該効果が達成される見込みはどの程度であるのか、その裏づけとなる個別具体的な科学的根拠とともに示されたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第六号

平成十六年三月五日

衆議院議長 河野 洋平殿 小泉純一郎

衆議院議員阿部知子君提出インフルエンザの予防接種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員阿部知子君提出インフルエンザの予防接種に関する質問に対する答弁書

一の(一)及び(二)について
予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)においては、予防接種の必要性が高い者を対象として、市町村長が予防接種を実施している。一方、厚生労働省国立感染症研究所が作成した御指摘のインフルエンザQ&Aは、インフルエンザの予防接種は、個人が必要性を判断した上で任意に受けるものではないと認識している。

また、インフルエンザの発症と重症化を防ぎたい者を対象にインフルエンザの予防接種についての情報提供を行っているものであり、同法の趣旨に反するものではないと認識している。また、インフルエンザの予防接種がインフルエンザの発症と重症化の予防に一定の効果を有することについての科学的根拠としては、平成九年度から平成十一年度までの間、厚生科学研究費補助金により神谷齊氏が主任研究者となつて行つた「インフルエンザワクチンの効果を有する研究」において、「高齢者はワクチンの接種により、接種しない場合と比べてインフルエンザの発病リスクを三十四パーセントから五十五パーセント、死亡リスクを八十二パーセント減ずることが明らかとなつた。」と報告されていること、米国疾病対策予防センター(CDC)の千九百九十七年四月二十五日付けの週報において、「インフルエンザワクチンは、六十五歳未満の健常者において、おむね七十パーセントから九十九パーセント近く発病を予防する効果がある。」及び「施設入居の高齢者において、インフルエンザワクチンは、疾病の重症化や、それによる合併症や死亡を防ぐことに最も効果的である。この年齢における研究では、ワクチンは

入院や肺炎を五十パーセントから六十パーセント防ぐ効果があり、八十パーセント死亡を防ぐ効果がある。」と報告されていること等がある。

一の(三)について
適正な使用目的に従い適正に使用されたにもかかわらず生じた医薬品の副作用による健康被害については、医薬品副作用被害救済制度の対象となるものであり、予防接種法の対象者以外の者が受けた予防接種に係るインフルエンザワクチンの副作用による健康被害についても、その健康被害が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第二十八条第一項各号に規定する要件に該当する場合には、同条第二項第二号に該当する場合を除き、同法に基づく救済給付が行われることとなる。

なお、医薬品の副作用による健康被害に対する救済措置という観点からの施策ではないが、健康被害により一定の障害等を有する状態となつた場合には、例えば、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく身体障害者福祉サービス等の国民一般を対象とした施策の給付が、各制度における要件を満たす場合に行われる。

二について

平成十三年の予防接種法の改正の際の国会における審議を踏まえ、インフルエンザの予防接種に係る意思確認については、「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」(平成十三年十一月七日付け健発第千五十八号厚生労働省健康局長通知。以下「平成十三年通知」といふ)において、「二類疾病の予防接種は、個人予防目的に比重を置いて行うものであることが、インフルエンザの予防接種の対象者には予防接種を受けるよう努める義務は課されておらず、対象者が接種を希望する場合にのみ接種を行うこと。」及び「対象者の意思確認が困難な場

合は、家族又はかかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることとし、接種希望であることが確認できた場合に接種を行うこと。対象者の意思確認が最終的にできない場合は、予防接種法に基づいた接種を行うことはできないこと」と定め、各都道府県知事、政令市長及び特別区長に対して周知してきたところである。

老人福祉施設等における高齢者のインフルエンザの予防接種については、当該通知を技術的助言として参考にしながら、各市町村長が実施しているものと認識している。

三の(二)について

厚生労働省のホームページに掲載している「インフルエンザQ&A」(以下「厚生労働省Q&A」という。)の御指摘の記述は、「一の(一)及び(二)について述べた報告等を踏まえて行つたものである。

三の(二)について

昭和五十一年から平成六年までに予防接種法に基づき行われたインフルエンザの予防接種の接種回数は、約三億四千万回である。また、平成六年末の時点で、同法に基づく予防接種による健康被害の救済に関する措置により、インフルエンザの予防接種を受けたことにより死亡したとして、その遺族が死亡一時金の給付を受けた件数は十四件である。御指摘の厚生労働省Q&Aは、この接種回数と件数を踏まえ、記述したものである。

三の(三)について

御指摘の厚生労働省Q&Aで列記している症状は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十七条の四の二の規定等に基づき、医薬品の製造業者等から厚生労働省へ報告されたもの、平成十三年通知による「インフルエンザ予防接種実施要領」に基づく予防接種後副反応報告として厚生労働省へ報告されたもの等を基に記述したものである。

これらの報告は、必ずしも予防接種との因果

関係が明確なものではなく、当該事例の原因が予防接種でないものも含まれ得る。このため、対象者の意思確認が最終的にできない場合は、予防接種法に基づいた接種を行なうことはできないこと」と定め、各都道府県知事、政令市長及び特別区長に対して周知してきたところである。

老人福祉施設等における高齢者のインフルエンザの予防接種については、当該通知を技術的助言として参考にしながら、各市町村長が実施しているものと認識している。

三の(二)について

重急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。以下「SARS」という。)とインフルエンザとの初期症状は類似しており、仮に、SARSが再び流行した場合に、インフルエンザを発症した者がSARSを発症したと疑われる等の混乱を防止する観点からも、予防接種法の対象とならない者も含めインフルエンザの予防接種について情報提供を行つているところである。

四の(二)について

重急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。以下「SARS」という。)とインフルエンザとの初期症状は類似しており、仮に、SARSが再び流行した場合に、インフルエンザを発症した者がSARSを発症したと疑われる等の混乱を防止する観

点からも、予防接種法の対象とならない者も含めインフルエンザの予防接種について情報提供を行つているところである。

なお、この情報提供は、「一の(一)及び(二)について述べた報告等を踏まえたものであり、二千三年七月三日付けの世界保健機関(以下「WHO」という。)第九十四報のみを根拠とするものではない。

四の(二)について

インフルエンザの予防接種が、当該疾病の発症と重症化の予防に一定の効果を有することは、科学的な根拠があるものと認識しており、SARSが再流行する危険性がある場合に、インフルエンザを発症した者がSARSを発症したと疑われる等の混乱を防止する観点からも、インフルエンザの予防接種についての情報提供を行うことが不適切であるとは考えていない。

五の(二)について

医療従事者におけるインフルエンザの予防接種についても、個人が必要性を判断した上で任意に受けるべきものと考えており、インフルエンザの予防接種についての情報提供は行つてい

るが、勧告を行うことは考えていない。

五の(二)及び(二)について

「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(通知)」(平成十六年一月十五日付け健感発第〇一一五〇〇一号厚生労働省健康局

結核感染症課長通知。以下「一月十五日通知」という。)は、高病原性鳥インフルエンザウイルスとその他のヒトに感染するインフルエンザウイルスとに同時に感染した者の体内において、両ウイルスの遺伝子の再集合が起き、ヒトからヒトへの強い感染力を持つ新型インフルエンザウイルスが発生する危険性があることから、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染する危険性が高い者がその他のヒトに感染するインフルエンザウイルス同時に感染する危険性を低減させることを目的として、発出したものである。

六の(二)及び(二)について

一月十五日通知においては、具体的な抗インフルエンザウイルス薬の名称を示していないなかつたが、WHO暫定的勧告を踏まえ、改めて発出した「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(第二報)」(平成十六年一月二十九日付け医政経発第〇一二九〇〇一号厚生労働省医政局経済課長通知・健感発第〇一二九〇〇一号同省健康局結核感染症課長通知)においては、「鳥の大量殺処理に従事する者にH5N1ウイルスの呼吸器感染が疑われる症状が出た場合には、WHOの勧告を踏まえ、リン酸オセルタミビルによる治療ができる体制を確保すること」と抗インフルエンザウイルス薬の名称を示したところである。

また、リン酸オセルタミビルは、A型及びB型インフルエンザウイルスが増殖するために必要な酵素であるノイラミニダーゼに結合するこによりウイルスの増殖を抑制する。我が国で行われた臨床試験の成績によれば、リン酸オセルタミビルによりA型及びB型インフルエンザの罹病期間の中央値が約二十三時間短縮することが示されている。

リソ酸オセルタミビルが結合するノイラミニダーゼの部位は、A型及びB型に属するインフルエンザウイルスにおいて共通であると考えられることがから、リソ酸オセルタミビルはA型及びB型に属する新型インフルエンザに対しても同様に罹病期間を短縮するものと期待される。

六の(二)について

現在、薬事法に基づき承認されている抗インフルエンザ薬であるリソ酸オセルタミビル、ザナミビル水和物及び塩酸アマンタジンを、鳥インフルエンザ又は新型インフルエンザの予防若しくは治療に使用した場合の副作用に関する情報は得られていないが、これら既存の抗インフルエンザ薬の添付文書に重大な副作用として記載されている副作用名は別表のとおりであり、その発生頻度は不明である。

六の(二)及び(二)について

「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(通知)」(平成十六年一月十五日付け健感発第〇一一五〇〇一号厚生労働省健康局

別表

医薬品名	副作用量名
リン酸オセルタミビル	シヨック、アナフィラキシー様症状
肝炎、肝機能障害、黄疸	皮膚粘膜眼症候群、中毒性表皮壊死症
急性腎不全	白血球減少、血小板減少
ザナミビル水和物	アナフィラキシー様症状
塩酸アマンタジン	気管支痙攣、呼吸困難
悪性症候群	皮膚粘膜眼症候群、中毒性表皮壊死症
視力低下を伴うびまん性表在性角膜炎、角膜上皮浮腫様症状	心不全
肝機能障害	腎障害
意識障害	

(注) 塩酸アマンタジンの副作用名の欄には、脳梗塞後遺症に伴う意欲・自発性低下の改善又はパーキンソン症候群に対して使用された場合に発症したものも含まれている。

平成十六年二月二十五日提出
質問 第二六号

賃金支払体系の多様化に応じた規制緩和の必要性に関する質問主意書

提出者 末松 義規

賃金支払体系の多様化に応じた規制緩和の必要性に関する質問主意書

一 労働基準法第二十四条 賃金直接払いの原則について

昨今、週払い、日払いといった給与システムに対する社会的ニーズが高まってきており、この給与支払代行ニーズの高まりに対応するため、「労働者の同意があれば、雇用主以外の第三者からも給与支払いが可能」となるような規制緩和をすべきだと考えるがどうか。

二 職業安定法第三十三条の四(兼業の禁止)について

職業紹介業は現在成長産業であり、飲食業・貸金業等と兼業することの弊害が現在あることは思えないにもかかわらず、兼業が禁止されることにより、各々の産業を営む企業の成長を阻害していると思われる。近々に「職業安定法第三十三条の四(兼業の禁止)」の規定が撤廃されると聞くが、事実関係如何。撤廃の場合、兼業に関する諸手続きはどうなるのか。

三 社会保険制度について

第一項で述べたニーズの高まりに関連し、週払い、日払いの賃金労働者といった短期間の労働者に対応した社会保険制度がないのが現在の実情である。よって、多様な給与体系に応じた

社会保険料の徴収方法が必要だと考えるがどうか。

企業における就業規則の中で、副業を禁止する規定を盛り込んでいる企業が多数を占めている。副業禁止の規定は、労働基準法などの法律で定められたものではなく、あくまで就業規則で謳つた会社独自のルールである。副業が原因で会社に損害を与えることが明確な場合は、会社が副業を禁止することができるものの、就業規則は原則として就業時のルールを定めたものであることから、休日や退社後の行動まで拘束する効力はないと考える。

昨今は雇用情勢の変化に伴い、いろいろな勤務体系ができており、副業禁止規定について、全面的に禁止する旨を規定することに一定の制限を設けるべきだと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一五九第二六号

平成十六年三月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員末松義規君提出賃金支払体系の多様化に応じた規制緩和の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員末松義規君提出賃金支払体系の多様化に応じた規制緩和の必要性に関する

質問に対する答弁書

お尋ねの「労働者の同意があれば、雇用主以外の第三者からも給与支払いが可能」となるよ

うな規制緩和」の意味するところが必ずしも明らかではないが、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四条に規定する賃金の直接払いの原則は、労務を提供した労働者本人に労働の対価である賃金全額が完全かつ確実に支払われることを目的とするものであり、賃金が使用者から直接労働者に支払われないことは、仮に本人の同意があつたとしても、賃金の代理受領による中間搾取や賃金の支払を行する者が倒産した場合労働者保護を欠くこととなること等の弊害が考えられるため、これを認めることは困難である。

二について
昨年六月に成立した「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十二号。以下「改正法」という。)による改正前の職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十三条の四においては、飲食店業、資金業等と職業紹介事業との兼業を禁止していたところであるが、改正法により同規定は削除され、本年三月一日に施行された。

一方、改正法の国会審議において、資金業等との兼業禁止に係る規定の撤廃により、強制労

働や中間搾取等が発生することのないよう、職業紹介事業の許可基準において必要な対応を図ることを求める附帯決議がなされた。これを踏まえ、平成十六年二月二十四日付け厚生労働省職業安定局長通達「職業紹介事業関係業務運営要領の改正等について別添一「職業紹介事業の業務運営要領」において、職業安定法第三十一

成十七年度以降、国立大学法人に対する運営費交付金において各国立大学法人の要求を受けて措置されることとなる経費であるが、対象、範囲や手続等については、客觀性、透明性の確保を旨としつつ、現在検討を進めているところであります。

二について

国立大学法人については、その必要な経費を運営費交付金として措置した上で、受託研究収入や寄附金収入など、各国立大学法人の努力により外部資金による収入の増加があつた場合においては、当該収入の増加を理由として運営費交付金の減額は行わないこととしている。さらには、御指摘のような受託研究収入等を導入しに至る大学も含め、運営費交付金のほか、二十世紀C.O.E.プログラムや特色ある大学教育支援プログラム等の競争的資金や科学研究費補助金における間接経費等、各大学がその特性をいかし得る幅広い支援に努めているところである。

官報(号外)

「平成十六年度予算の概算要求に当たつての基本的な方針について」(平成十五年八月一日閣議了解)において公共投資関係経費以外の経費について、人件費や法令等により支出義務が定められた経費(義務的経費)と、それ以外の経費(裁量的経費)に区分され、用途を特定しない国立大学法人の運営費交付金については、「裁量的経費」として区分されたところである。平成十七年度以降の国立大学法人の運営費交付金の取扱いについては、現時点ではお答えすることは困難であるが、いずれにせよ国立大学法人の業務が着実に実施されるよう、配慮していくことが必要であると考えている。

(答弁通知書受領)
一、去る五日、内閣から、衆議院議員前田雄吉君提出イラク自衛隊派遣の財政的根拠に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年三月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
一、去る五日、内閣から、衆議院議員佐藤觀樹君提出所得税法等の一部を改正する法律案に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年三月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
一、去る五日、内閣から、衆議院議員中津川博郷君提出金融機関が連帯保証人に対し債権取り立てを行う際生じる問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年三月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
理由
政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約について、規定の整備を図るために、全面的な改正を行うこととし、平成十五年十一月六日にワシントンで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとなりたい。これが、この案件を提出する理由である。
合意を除くほか、一方又は双方の締約国の居住者である者にのみ適用する。
2 この条約の規定は、次のものによって現在又て承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
理由
政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約について、規定の整備を図るために、全面的な改正を行うこととし、平成十五年十一月六日にワシントンで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとなりたい。これが、この案件を提出する理由である。
合意を除くほか、一方又は双方の締約国の居住者である者にのみ適用する。
2 この条約の規定は、次のものによって現在又て承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
理由
政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約について、規定の整備を図るために、全面的な改正を行うこととし、平成十五年十一月六日にワシントンで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとなりたい。これが、この案件を提出する理由である。
合意を除くほか、一方又は双方の締約国の居住者である者にのみ適用する。
2 この条約の規定は、次のものによって現在又て承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
理由
政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約について、規定の整備を図るために、全面的な改正を行うこととし、平成十五年十一月六日にワシントンで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとなりたい。これが、この案件を提出する理由である。
合意を除くほか、一方又は双方の締約国の居住者である者にのみ適用する。
2 この条約の規定は、次のものによって現在又て承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
理由
政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約について、規定の整備を図るために、全面的な改正を行うこととし、平成十五年十一月六日にワシントンで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとなりたい。これが、この案件を提出する理由である。
合意を除くほか、一方又は双方の締約国の居住者である者にのみ適用する。
2 この条約の規定は、次のものによって現在又て承認を求めるの件

官報(号外)

の市民であつた個人又は合衆国において長期居住者とされる個人に対しては、当該個人が合衆国の法令において租税の回避を主たる目的の一つとして合衆国の市民としての地位を喪失したとされる場合(合衆国の法令において合衆国の市民としての地位を喪失した個人と同様の取扱いを受ける場合を含む。)には、その市民としての地位を喪失した時から十年間、合衆国において、合衆国の法令に従つて租税を課すことができる。

5 4の規定は、第九条2及び3、第十七条3、第十八条、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十五条並びに第二十八条の規定に基づき一方の締約国により認められる特典に影響を及ぼすものではない。もつとも、第十八条、第十九条及び第二十条の規定に基づき合衆国により認められる特典については、これを要求する者が合衆国の市民でなく、かつ、合衆国における永住を適法に認められた者でない場合に限り、認められる。

第二条

1 この条約は、次の租税について適用する。

- (a) 日本国については、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
- (b) 合衆国については、内国歳入法によつて課される連邦所得税(社会保険税を除く。以下「合衆国の租税」という。)
- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は合衆国をいう。
- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は合衆国の租税をいう。
- (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税であつて1に掲げる租税と同一であるも

の又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国との租税に関する法令について行われた実質的な改正又はこの条約における両締約国の義務に重大な影響を与える他の法令の改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に日本国が租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する区域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域(海底及びその下を含む。)をいう。

(b) 「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいい、地理的意味で用いる場合には、アメリカ合衆国の諸州及びコロラド特別区をいう。また、合衆国には、その領海並びにその領海に隣接し、合衆国が国際法に基づいて主権的権利を行使する海底区域の海底及びその下を含む。ただし、合衆国には、プエルトリコ、バージン諸島、グアムその他の合衆国の属地又は準州を含まない。

(j) 一方の締約国の「国民」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国が国籍を有するすべての個人及び日本国において施行されている法令によってその地位を与えられたすべての法人その他の団体

(ii) 合衆国については、合衆国の市民権を有するすべての個人及び合衆国において施行されている法令によってその地位を与えられたすべての法人及び合衆国において施行されたすべての法人、パートナーシップその他の団体

(k) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理人

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、市民権、本店又は主たる事務所の所在地、法人の設立場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。

- (l) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。
- (m) 「年金基金」とは、次の(i)から(m)までに掲げる要件を満たす者をいう。

に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(i) 一方の締約国の法令に基づいて組織されること。

(ii) 当該一方の締約国において主として退職年金その他これに類する報酬(社会保障制度に基づく給付を含む。)の管理又は給付のために設立され、かつ、維持されること。

(iii) (ii)にいう活動に関して当該一方の締約国において租税を免除されること。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国との権限のある当局が第二十五条の規定に基づきこの条約の適用上の用語の意義について別に合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において当該用語がその適用の時点で有する意義を適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、市民権、本店又は主たる事務所の所在地、法人の設立場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。

- (a) 当該一方の締約国及び当該一方の締約国 地方政府又は地方公共団体
- (b) 当該一方の締約国の法令に基づいて組織された年金基金

官 報 (号 外)

<p>(c) 当該一方の締約国の法令に基づいて組織された者で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために当該一方の締約国において設立され、かつ、維持されるもの（当該一方の締約国において租税を免除される者を含む。）</p> <p>ただし、一方の締約国の居住者には、当該一方の締約国内に源泉のある所得又は当該一方の締約国内にある恒久的施設に帰せられる利得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、合衆国の市民又は合衆国に基づいて合衆国における永住を適法に認められた外国人である個人は、次の(a)から(c)までに掲げる要件を満たす場合に限り、合衆国の居住者とされる。</p> <p>(a) 当該個人が、1の規定により日本国の居住者に該当する者でないこと。</p> <p>(b) 当該個人が、合衆国内に実質的に所在し、又は恒久的住居若しくは常用の住居を有する</p> <p>(c) 当該個人が、日本国と合衆国以外の国との間の二重課税の回避のための条約又は協定の適用上当該合衆国以外の国の居住者とされる者でないこと。</p> <p>3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人（2の規定の対象となる合衆国の市民又は外国人である個人を除く。）については、次のとおりその地位を決定する。</p> <p>(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所 在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合</p>	
<p>(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を有する恒久的住居をいすれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の居住が所在する締約国の居住者とみなす。</p> <p>(c) その常用の居住を双方の締約国内に有する場合又はこれをいすれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民でない場合には、当該個人は、当該個人が国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。</p> <p>4 1の規定により一方の締約国の居住者とみなされる個人は、この条約の適用上、当該一方の締約国のみの居住者とみなす。</p> <p>(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。</p> <p>この3の規定により一方の締約国の居住者とみなされる個人は、この条約の適用上、当該一方の締約国のみの居住者とみなす。</p> <p>(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、</p> <p>(ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの</p> <p>に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの</p> <p>この3の規定により双方の締約国に居住する者で個人以外のものについては、両締約国</p> <p>の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典を要求する上で、いずれの締約国</p>	<p>には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。</p> <p>(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を有する恒久的住居をいすれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の居住が所在する締約国の居住者とみなす。</p> <p>(c) その常用の居住を双方の締約国内に有する場合又はこれをいすれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民でない場合には、当該個人は、当該個人が国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。</p> <p>この3の規定により一方の締約国の居住者とみなされる個人は、この条約の適用上、当該一方の締約国のみの居住者とみなす。</p> <p>(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。</p> <p>この3の規定により一方の締約国の居住者とみなされる個人は、この条約の適用上、当該一方の締約国のみの居住者とみなす。</p> <p>(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、</p> <p>(ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの</p> <p>に対しては、当該一方の締約国又は当該両締約国以外の国に居住する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典を要求する上で、いずれの締約国</p>
<p>(iii) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、</p> <p>(iv) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの</p> <p>に対しては、当該一方の締約国又は当該両締約国以外の国に居住する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典を要求する上で、いずれの締約国</p>	<p>に対するには、当該一方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。</p> <p>5 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方</p>
<p>の居住者ともされない。</p> <p>(b) 一方の締約国において取得される所得であつて、</p> <p>(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、</p> <p>(ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの</p> <p>に対しては、当該一方の締約国又は当該両締約国以外の国に居住する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典を要求する上で、いずれの締約国</p>	<p>に対するには、当該一方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされている場合は、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。</p> <p>6 この条約の適用上、</p> <p>(a) 一方の締約国において取得される所得であつて、</p> <p>(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、</p> <p>(ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの</p> <p>に対しては、当該一方の締約国又は当該両締約国以外の国に居住する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典を要求する上で、いずれの締約国</p>

官 報 (号 外)

<p>に對しては、この条約の特典は与えられない。</p> <p>(e) 一方の締約国において取得される所得であつて、</p> <p>(i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、</p> <p>(ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに對しては、この条約の特典は与えられない。</p>	
<p>第五条</p> <p>1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。</p> <p>2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。</p> <p>(a) 事業の管理の場所</p> <p>(b) 支店</p> <p>(c) 事務所</p> <p>(d) 工場</p> <p>(e) 作業場</p> <p>(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所</p> <p>3 建築工事現場、建設若しくは据付けの工事又は天然資源の探査のために使用される設備、掘削機器若しくは掘削船については、これらの工事現場、工事又は探査が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。</p> <p>4 1から3までの規定にかかるらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まないものとする。</p> <p>(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又</p>	
<p>は引渡しのためにのみ施設を使用すること。</p> <p>(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。</p> <p>(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。</p> <p>(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。</p> <p>(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。</p>	
<p>第六条</p> <p>1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。</p> <p>2 この条約において、「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定がある権利、不動産用益権並びに鉱石その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(固定的な料金であるか否かを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。</p> <p>3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他すべての形式による使用から生ずる所得について適用する。</p> <p>4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。</p>	
<p>第七条</p> <p>1 一方の締約国の企業の利得に對しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて一方の締約国内で事業を行つてゐるとい</p>	

(号外)

官

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。
7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条の適用上、船舶又は航空機を運用することによつて取得する利得には、船舶又は航空機の賃貸によつて取得する利得（裸用船による船舶又は航空機の賃貸によつて取得する利得については、当該賃貸が船舶又は航空機の国際運輸における運用に付随するものである場合に限る。）が含まれる。いづれかの締約国内における貨物又は旅客の国内運送によつて取得する利得は、当該運送が国際運輸の一部として行われる場合には、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得として取り扱う。

3 第一条及び第三条1(d)の規定にかかわらず、いかなる合衆国の地方政府又は地方公共団体も日本国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に用することにつき日本国における住民税又は事

業税に類似する租税を課さないことを条件として、合衆国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国において住民税及び事業税を免除される。

4 一方の締約国がコンテナー（コンテナーの運送のためのトレーラー、はしけ及び関連設備を含む。）を使用し、保持し又は賃貸することによつて取得する利得に対しては、当該コンテナーが他方の締約国内においてのみ使用される場合を除くほか、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

5 1から4までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 次の(a)又は(b)に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対する、当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 この規定にかかる場合は、当該一方の締約国において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対する、当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国が他方の締約国との間で合意する場合

(b) 同一の者が一方の締約国と他方の締約国との間で合意する場合

3 一方の締約国において租税を課された当該一

方の締約国企業の利得を他方の締約国が当該他方の締約国企業の利得に算入して租税を課する場合において、当該一方の締約国が、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国的企业の利得となつたとみられる利得であることについて当該他方の締約国との間で合意するときは、当該一方の締約国は、当該利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額について適當な調整を行う。この調整に當たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかるはず、一方の締約国は、1にいう条件がないとしたならば当該一方の締約国企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年以内に当該企業に対する調査が開始されない場合には、1にいう状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた場合又は定められた期間内に調査を開始することができないことが当該企業の作為若しくは不作為に帰せられる場合には、適用しない。

第十条

1 一方の締約国居住者である法人が他方の締約国居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができない。

(a) 他方の締約国居住者であり、かつ、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする十二箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の五十パーセントを超える株式を直接に又はいづれかの締約国の一若しくは二以上の居住者を通じて間接に所有する法人であつて、次のいづれかに該当するもの
(i) 第二十二条1(c)(i)又は(ii)に該当する法人
(ii) 第二十二条1(f)(i)及び(ii)に規定する要件を満たす法人で、当該配当に關し同条2に規定する条件を満たすもの
(iii) この3の規定の適用に関し、第二十二条4の規定により認定を受けたもの

官 報 (号 外)

4

だし、当該配当が、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合に限る。

2 (a) 及び 3 (a) の規定は、合衆国の規制投資会社(以下この4において「規制投資会社」という。)又は合衆国の不動産投資信託(以下この4において「不動産投資信託」という。)によって支払われる配当については、適用しない。規制投資会社によって支払われる配当については、2 (b) 及び 3 (b) の規定を適用する。不動産投資信託によって支払われる配当については、次のいずれかの場合によつて支払われる配当については、適用しない。

(a) 当該配当の受益者が、当該不動産投資信託の十パーセント以下の持分を保有する個人又は当該不動産投資信託の十パーセント以下の持分を保有する年金基金である場合

(b) 当該配当が当該不動産投資信託の一百分之十以下の持分を保有する個人又は当該不動産投資信託の一百分之十以下の持分を保有する年金基金である場合

(c) 当該配当が当該不動産投資信託の十パーセント以下の持分について支払われ、かつ、当該配当の受益者が当該法人のいずれの種類の持分についてもその五パーセント以下の持分を保有する者である場合

(d) 当該配当が当該不動産投資信託の十パーセント以下の持分について支払われ、かつ、当該配当の受益者が当該法人の十パーセント以下の持分を保有する者であり、かつ、当該配当の受益者が当該法人が分散投資している場合

(e) 当該配当の受益者が当該不動産投資信託の十パーセント以下の持分を保有する者であり、かつ、当該配当の受益者が当該不動産投資信託が分散投資している場合

5 2 (a) 及び 3 (a) の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。当該法人の有する資産のうち日本国内に存在する不動産により直接又は間接に構成される部分の割合が五十五パーセ

ント以下である場合は、当該法人によつて支払われる配当については、2 (b) 及び 3 (b) の規定を適用する。

セントを超える場合は、当該法人によつて支払われる配当については、次のいずれかの場合に該当するときに限り、2 (b) 及び 3 (b) の規定を適用する。

(a) 当該配当の受益者が、当該法人の十パーセント以下の持分を保有する個人又は当該法人の十パーセント以下の持分を保有する年金基金である場合

(b) 当該配当が当該法人の一般に取引される種類の持分について支払われ、かつ、当該配当の受益者が当該法人のいずれの種類の持分についてもその五パーセント以下の持分を保有する者である場合

(c) 当該配当の受益者が当該法人の十パーセント以下の持分を保有する者であり、かつ、当該配当の受益者が当該法人が分散投資している場合

6 この条において、「配当」とは、株式その他利益の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及び支払者が居住者とされる所得と同様に取り扱われる所得をいう。

7 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基

本5 (a) 及び 3 (a) の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。当該法人の有する資産のうち日本国内に存在する不動産により直接又は間接に構成される部分の割合が五十五パーセ

8 る。

一方の締約国は、他方の締約国の居住者である法人が支払う配当及び当該法人の留保所得について、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該一方の締約国内において生じた利益又は所得から成る場合においても、当該配当

は一部が当該一方の締約国内に於ける利得又は所得を除く。)に對して租税を課すことができる。

(当該一方の締約国に居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該一方の締約国内に於ける恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に對して租税を課すことができず、また、当該留保所得(9の規定により租税を課される所得を除く。)に對して租税を課すことができない。

9 一方の締約国の居住者である法人で、他方の締約国内に恒久的施設を有するもの又は第六条若しくは第十三条1若しくは2の規定に従い他方の締約国においてその所得について租税を課されるものに対しては、当該他方の締約国において、この条の他の規定に従つて課される租税に加えて租税を課すことができる。ただし、当該租税は、当該恒久的施設に帰せられる利得及び第六条又は第十三条1若しくは2の規定に従い当該他方の締約国において租税を課される所得のうち、これらの利得又は所得に係る

所得と同様に取り扱われる所得をいう。

10 一方の締約国に居住する法人で、当該他方の締約国に居住する法人の優先株式等を有する者であると認められるときは、当該一方の締約国に居住者は、当該配当の受益者とはされないとしたならば、当該一方の締約国に居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け又はこれを所有することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国に居住者は、当該配当の受益者とはされない。

11 一方の締約国に居住する法人で、当該他方の締約国に居住する法人の優先株式等を有する者であると認められるときは、当該一方の締約国に居住者は、当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け又はこれを所有することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国に居住者は、当該配当の受益者とはされないとしたならば、当該一方の締約国に居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け又はこれを所有することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国に居住者は、当該配当の受益者とはされない。

満たす法人で、当該所得に關し同条2に規定する条件を満たすもの。

(c) この9の規定の適用に關し、第二十二条4の規定により認定を受けたもの

の規定により認定を受けたもの

官 報 (号 外)

<p>利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。</p> <p>3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。</p> <p>(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中銀又は当該他方の締約国が全面的に所有する機関である場合</p> <p>(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国、当該他方の締約国地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中銀又は当該他方の締約国が全面的に所有する機関である場合</p> <p>(c) 当該利子の受益者が、次の一いずれかに該当する当該他方の締約国の居住者である場合</p> <p>(i) 銀行(投資銀行を含む。)</p> <p>(ii) 保険会社</p> <p>(iii) 登録を受けた証券会社</p> <p>(iv) (i)から(iii)までに掲げるものの以外の企業で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五十分の一を超える部分が金融市场における債券の発行又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える</p>
<p>部分が当該居住者と第九条1(a)又は(b)にいう関係を有しない者に対する信用に係る債権から成るもの</p> <p>(d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年金基金であつて、当該利子が、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合</p> <p>(e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の居住者により行われる信用供与による設備又は物品の販売の一環として生ずる債権にに関して支払われる場合</p>
<p>4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「締約国が全面的に所有する機関」とは、次のものをいう。</p> <p>(a) 日本国については、</p> <p>(i) 日本銀行</p> <p>(ii) 国際協力銀行</p> <p>(iii) 独立行政法人日本貿易保険</p> <p>(iv) 日本国が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国(政府が外交上の公文の交換により隨時合意するもの)</p>
<p>5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権担保の有無及び債務者の利用の分配を受ける権利の有無を問わない。)から</p> <p>6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内における恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。</p> <p>7 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が(いづれかの締約国)の居住者であるか否かを問わない。(が、その者が居住者とされる國以外の國に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 当該恒久的施設が一方の締約国内にある場合には、当該利子は、当該一方の締約国内において生じたものとされる。</p> <p>(b) 当該恒久的施設が両締約国以外の国にある場合には、当該利子は、いづれの締約国内においても生じなかつたものとされる。</p>
<p>8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる金額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対しては、当該利子の生じた締約国において当該超過分の額の五パーセントを超えない額の租税を課することができる。</p> <p>9 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国は、不動産により担保された債権又はその他の資産の流動化を行つたための団体の持分に関する支払われる利子の額のうち、当該一方の締約国の法令で規定されている比較可能な債券の利子の額を超える部分については、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。</p> <p>10 一方の締約国(の居住者である法人の所得のうち次の(a)又は(b)に該当するものの金額の計算上控除することができる利子の額が、他方の締約国内にある当該法人の恒久的施設により支払われる利子の額又は他方の締約国内に存在する不動産により担保された債務に関する支払われる利子の額を超える場合には、当該超過分の額は、当該他方の締約国内において生じ、かつ、当該一方の締約国(の居住者が受益者である利子とみなされる。そのみなされた利子に對しては、当該法人が当該他方の締約国において租税が免除される3(a)から(e)までに規定する者に該当する場合を除くほか、当該他方の締約国において、2に規定する率を超えない率により租税を課することができます。</p>

<p>2 (a) 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しても、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。</p> <p>2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のワーム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用的権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての</p>	<p>1 第十二条 一方の締約国内において生じた利子の支払が、当該他方の締約国においては、当該利子の受益者とはされない。</p> <p>1 第十二条 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しても、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。</p> <p>1 第十二条 一方の締約国内において生じた利子の支払が、当該他方の締約国においては、当該利子の受益者とはされない。</p>	<p>11 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の居住者から利子の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基準となる債権を取得することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。</p> <p>(a) 当該他方の締約国内において生ずる使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基準となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであ</p>
<p>3 (a) 一方の締約国内において生じた利子の支払が、当該他方の締約国においては、当該利子の受益者とはされない。</p> <p>3 (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。</p>	<p>4 使用料の支払の基準となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対しても、当該使用料の生じた締約国において当該超過分の額の五パーセントを超えない額の租税を課すことができる。</p>	<p>3 1 の規定は、一方の締約国の居住者である使用者が、当該使用者の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用者の支払の基準となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであ</p>
<p>3 (a) 一方の締約国内において生じた利子の支払が、当該他方の締約国においては、当該利子の受益者とはされない。</p> <p>3 (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。</p>	<p>2 (a) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国の居住者である法人(その資産の価値の五十パーセント以上が当該他方の締約国内に存在する不動産により直接又は間接に構成される法人に限る。)の株式その他同等の権利の譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。ただし、当該譲渡に係る株式と同じ種類の株式が第二十二条5(b)に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者の所有する当該種類の株式の数が当該種類の株式の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。</p> <p>(b) 一方の締約国の居住者が組合、信託財産及び遺産の持分の譲渡によつて取得する収益に対するは、これらの資産が他方の締約国内に存在する不動産から成る部分に限り、当該他</p>	<p>1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産の譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。</p> <p>(a) 当該他方の締約国内において生ずる使用料に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。</p>
<p>5 一方の締約国の居住者がある無体財産権の使用に関して他方の締約国の居住者から使用料の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に該当する者が当該無体財産権と同一の無体財産権の使用に関して当該一方の締約国の居住者から</p> <p>5 一方の締約国の居住者がある無体財産権の使用に関して他方の締約国の居住者から使用料の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に該当する者が当該無体財産権と同一の無体財産権の使用に関して当該一方の締約国の居住者から</p>	<p>4 2 及び3の規定にかかわらず、一方の締約国的企业が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。</p> <p>4 2 及び3の規定にかかわらず、一方の締約国的企业が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又</p>	<p>方の締約国の居住者が(ii)に規定する株式を譲渡(i)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。)することによって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課すことができる。</p> <p>(i) 当該他方の締約国(日本国については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。)が、当該他方の締約国の金融機関の差し迫つた支払不能に係る破綻処理に関する法令に従つて、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行うこと。</p> <p>(ii) 当該一方の締約国(日本国から当該金融機関の株式を取得する)の規定は、当該一方の締約国(日本国から当該金融機関の株式を取得する)の株式を当該他方の締約国(日本国において租税を課す)から、この条約の発効前に取得した場合又はこの条約の発効前に締結された拘束力のある契約に基づいて取得した場合には、適用しない。</p> <p>5 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて</p>

官報 (号外)

府若しくは地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬（社会保障に関する法令又はこれに類する法令の規定に基づき合衆国によつて支払われる給付を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

方の締約国内に一時的に滞在する個人であつて、他方の締約国において第四条1にいう居住者に引き続き該当するものが、その教育又は研究につき取得する報酬については、当該一方の締約国に到着した日から二年を超えない期間当該一方の締約国において租税を免除する。

用する。この場合には、支拂われた額のうち当該超過分に対しても、当該その他の所得が生じた締約国において当該超過分の額の五パーセントを超えない額の租税を課することができる。

一方の締約国の居住者がある権利又は財産に関する他方の締約国の居住者からその他の所得

(b) (a) 個人
この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。
当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方公共団体、日本銀行又は連邦準備銀行

(b) もともと当該個人が他の紹興国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類

1の規定は、主として「アは二以上」の規定の私的の利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

の支拂を怠る場合には、おいて、少の(及び)い、該當する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産に關して当該一方の締約国の居住者から

(i) 法人のうち次の(又は(i)に該当するもの)
その主たる種類の株式及び不均一分配株式
が、5(b)(i)又は(ii)に規定する公認の有価

いてのみ租税を課することができる。
一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬及び退職年金その他これに類する報酬については、第十四条から前条まで

一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない）で前各条に規定がないもの（以下「その他の所得」という。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) い。 当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産に關して当該他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けることはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該その他の所得の受益者とはされない。

当該他方の締約国内において生ずるその他

(ii) は二以上の公認の有価証券市場において常取引される法人

その各種類の株式の五十パーセント以上が、五以下の当該一方の締約国の居住者である(1)に規定する法人により直接又は間接に所有されている法人(その株式が間接に所有されている場合には、各中間所有者が

教育又は訓練を受けることを主たる目的として一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われる給付

内にある恒久的施設を通じて事業を行ふ場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

(b) 好してこの条約によつて規定せらるる特典と同様の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
いづれの締約国の居住者でもないこと。

(e) (d)
第四条 1(c) に規定する者
年金基金(当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいづれかの締約国の居住者である個人である年金基

は、事業修習者については、当該一方の締約国において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

一方の締約国内にある大学、学校その他の教育機関において教育又は研究を行うため当該二

所得に対する租税に関する二重課税の回について承認を求めるの件及び同報告書

一方の締約国内にある大学、学校その他の教育機関において教育又は研究を行うため当該二

とみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適

この条において同じ。)を受ける権利を有する。ただし、この条約の特典を受けることに関し、

約国の居住者により直接又は間接に所有されていること。

平成十六年三月十一日 衆議院会議録第十三号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結

二六

(ii) 当該課税年度におけるその者の総所得の

うちに、その者が居住者とされる締約国に

おけるその者の課税所得の計算上控除する

ことができる支出により、いずれの締約国に

の居住者にも該当しない者に対し、直接又

は間接に支払われた、又は支払われるべき

ものの額の占める割合が、五十パーセント

未満であること。ただし、当該支出には、

事業の通常の方法において行われる役務又

は有体財産に係る支払(独立の企業の間に

設けられる価格による支払に限る)及び商

業銀行に対する金融上の債務に係る支払

(当該銀行がいずれの締約国の居住者でも

ない場合には、当該支払に係る債権がいず

れかの締約国内にある当該銀行の恒久的施

設に帰せられるときに限る。)は含まれな

い。

一方の締約国の居住者は、他方の締約国に

おいて取得するそれぞれの所得に関し、当該

居住者が当該一方の締約国内において営業又

は事業の活動に従事しており、当該所得が当

該営業又は事業の活動に関連又は付随して取

得されるものであり、及び当該居住者がこの

条約の特典を受けるために別に定める要件を

満たすことを条件として、この条約の特典を

受けける権利を有する。ただし、当該営業又は

事業の活動が、当該居住者が自己の勘定のた

めに投資を行い又は管理する活動(商業銀

行、保険会社又は登録を受けた証券会社が行

う銀行業、保険業又は証券業の活動を除く。)

である場合は、この限りでない。

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内

における営業若しくは事業の活動から所得を

取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若

しくは(b)にいう関係を有する者から他方の締

約国内において生ずる所得を取得する場合に

は、当該居住者が当該一方の締約国内におい

て行う営業又は事業の活動が、当該居住者又

は当該関係を有する者が当該他方の締約国内

において行う営業又は事業の活動との関係に

おいて実質的なものでなければ、当該所得に

ついて(a)に規定する条件を満たすこととはな

らない。この(b)の規定の適用上、営業又は事

業の活動が実質的なものであるか否かは、す

べての事実及び状況に基づいて判断される。

(3)(a) 源泉徴収による課税について1(c)(ii)の規定

を適用する場合には、一方の締約国の居住者

が、その所得の支払が行われる日(配当につ

いては、当該配当の支払を受ける者が特定さ

れる日)が課税年度終了の日である場合には

当該課税年度を通じて、当該支払が行われる

日が課税年度終了の日以外の日である場合に

は当該課税年度中の当該支払が行われる日に

先立つ期間及び当該課税年度の直前の課税年

度を通じて、1(c)(ii)に規定する要件を満たし

ているとき、当該居住者は当該支払が行わ

れる課税年度について当該要件を満たすもの

とする。

(b) 1(f)(i)の規定を適用する場合には、次に定

めるところによる。

(i) 源泉徴収による課税については、一方の

締約国の居住者が、その所得の支払が行わ

れる日(配当については、当該配当の支払

を受ける者が特定される日)が課税年度終

きは、この条約の特典を受けることができる。

5 この条の適用上、

(a) 「不均一分配株式」とは、一方の締約国の居

住者である法人の株式で、その条件その他の居

取決め内容により、当該株式を所有する者

が、当該条件その他の取決め内容が定められ

ていないとした場合に比し、当該法人が他方

の締約国において取得する所得の分配をより

多く受ける権利を有するものをいう。

(b) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをい

う。

(i) 日本国の証券取引法(昭和二十三年法律

第二十五号)に基づき設立された有価証券

市場

(ii) ナスダック市場及び合衆国の千九百三十

四年証券取引法に基づき証券取引所として

て1(f)(ii)の規定を適用する場合には、合衆國

の居住者は、その所得の支払が行われる課税

年度の直前の三課税年度について1(f)(ii)に規

定する要件を満たしているときに、当該支払

が行われる課税年度について当該要件を満た

すものとする。

一方の締約国の居住者は、1(a)から(f)までに

掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、2の規

定に基づきある所得についてこの条約の特典を

受ける権利を有する場合に該当しないときにお

いても、この条約により認められる特典につい

ての要求を受ける締約国のある当局が、

当該締約国の法令又は行政上の慣行に従つて、

当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務

の遂行がこの条約の特典を受けることをその主

たる目的の一つとするものでないと認定すると

1 日本国以外の国において納付される租税を日

本国の租税から控除することに関する日本国の

法令の規定に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つて

合衆国において租税を課される所得を合衆国

において取得する場合には、当該所得につい

て納付される合衆国の租税の額は、当該居住

者に対しても課される日本国の租税の額から控

(b) 合衆国において取得される所得が、合衆国の居住者である法人により、その議決権のある株式の十パーセント以上を配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対しても支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付される合衆国の租税を考慮に入れるものとする。

この1の規定の適用上、日本国の居住者が受益者である所得でこの条約の規定に従つて合衆国において租税を課されるものは、合衆国内の源泉から生じたものとみなす。

2 合衆国は、合衆国の法令(その一般原則を変更することなく隨時行われる改正の後のものを含む)の規定及び当該法令上の制限に従い、合衆国の居住者又は市民に対し、次のものを合衆國において租税を課されることを認める。

(a) 当該市民若しくは居住者又はこれらに代わる者により支払われた、又は支払われるべき日本国の租税

(b) 合衆国の居住者である法人で、日本国の居住者である法人の議決権のある株式の十パーセント以上を所有し、当該日本国の居住者である法人から配当の支払を受けるものについては、当該配当に充てられる利得に関して当該日本国の居住者である法人又はこれに代わる者により支払われた、又は支払われるべき日本国の租税

除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) 合衆国において取得される所得が、合衆国の居住者である法人により、その議決権のある株式の十パーセント以上を配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対しても支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行つて、当該配当を支払う法人によりその所得について納付される合衆国の租税を考慮に入れるものとする。

この1の規定の適用上、日本国の居住者である法人によりその所得について納付される合衆国の租税を行つて、当該配当を支払う法人によりその所得について納付される合衆国の租税を考慮に入れるものとする。

3 1及び2の規定の適用上、第一条4の規定に従い、合衆国が日本国の居住者である合衆国市民又は市民であった者若しくは長期居住者とされる者に対して租税を課する場合には、次に定めるところによる。

(a) 日本国は、1の規定に従つて行われる控除の額の計算上、合衆国が合衆国市民又は市民であつた者若しくは長期居住者とされる者でない日本国の居住者が取得した所得に対しこの条約の規定に従つて課することができる租税の額のみを考慮に入れるものとする。

(b) (a)に規定する所得に対する合衆国の租税の計算上、合衆国は、(a)の規定に従つて控除を行つた後の日本国の租税を合衆国の租税から控除することを認める。そのようにして認められた控除は、(a)の規定に従つて日本国の租税から控除される合衆国の租税の額を減額させないものとする。

4 一方の締約国企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらずこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

5 この条のいかなる規定も、いずれかの締約国が第十条9又は第十一条10に規定する租税を課することを妨げるものと解してはならない。

6 この条の規定は、第二条及び第三条1(d)の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

7 第二十五条

8 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者は、当該事案又は受けことになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に對して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内にしなければならない。

9 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内にしなければならない。

10 一方の締約国は、他方の締約国においてすべての所得(当該一方の締約国国内にて、特にすべての所得(当該一方の締約国内に

官 報 (号 外)

<p>回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限その他の手続上の制限（当該合意を実施するための手続上の制限を除く。）にもかかわらず、実施されなければならない。</p> <p>3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。特に、両締約国の権限のある当局は、次の事項について合意することができる。</p> <p>(a) 一方の締約国企業が他方の締約国内に有する恒久的施設への所得、所得控除、税額控除その他の租税の減免の帰属</p> <p>(b) 二以上の者の間ににおける所得、所得控除、税額控除その他の租税の減免の配分</p> <p>(c) この条約の適用に関する相違（次に掲げる事項に関する相違を含む。）の解消</p> <p>(i) 特定の所得の分類</p> <p>(ii) 特定の所得に対する源泉に関する規則の適用</p> <p>(iv) この条約において用いられる用語の意義</p> <p>(d) 事前価格取決め</p> <p>両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。</p> <p>4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができます。</p>
<p>1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定又は両締約国が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税の下において又は行政の通常の運営においてがこの条約の規定に反しない場合に限る。）の規定の実施に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。</p> <p>一方の締約国の権限のある当局から特に要請があつた場合には、他方の締約国の権限のある当局は、文書（帳簿書類、計算書、記録その他の書類を含む。）の原本の写しに認証を付した形式で、この条に基づく情報の提供を行う。</p>
<p>2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課、徵収若しくは管理、これらの租税に関する執行若しくは訴追若しくはこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者若しくは当局（裁判所及び行政機関を含む。）又は監督機関に対してのみ、かつ、これらの者若しくは当局又は監督機関がそれの職務を遂行するために必要な範囲でのみ、開示される。これらの者若しくは当局又は監督機関は、当該情報をそれぞれの職務の遂行のためにのみ使用する。これらの者若しくは当局又は監督機関は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。</p>
<p>3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。</p> <p>(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令に効力を生ずる場合には、その年の七月及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。</p> <p>(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。</p> <p>4 各締約国は、1に規定する情報の交換を実効あるものとするため、当該締約国が自らの課税のために必要とするか否かを問わず、当該締約国の権限のある当局に対し、当該情報の交換のために情報を入手する十分な権限を当該締約国の法令上付与することを確保するために必要な措置（立法、規則の制定及び行政上の措置を含む。）を講ずる。</p> <p>5 この条の規定は、第二条及び第三条1(d)の規定にかかわらず、一方の締約国が課するすべての種類の租税（その課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）に適用する。</p> <p>第六章 第二十九条</p> <p>一方の締約国が他方の締約国においてこの条約に関連する法令に実質的な改正が行われたと認められる場合は、当該一方の締約国は、当該改正がこの条約上の特典の均衡に及ぼし得る効果を決定するため、及び適当な場合にはこの条約上の特典について適切な均衡に到達するためにこの条約の規定を改正するため、当該他方の締約国に対し書面により協議の要請をすることができる。当該要請を受けた締約国は、当該要請を受けた日から三箇月以内に、当該要請をした締約国と協議を行う。</p> <p>第七章 第三十条</p> <p>1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。</p> <p>(a) 日本国においては、</p> <p>(i) 源泉徴収される租税に関しては、</p> <p>(ii) この条約がある年の三月三十一日以前に効力を生ずる場合には、その年の七月</p>

官報(号外)

<p>(b) 一日以後に租税を課される額 この条約がある年の四月一日以後に効力を生ずる場合には、その年の翌年の一月一日以後に租税を課される額</p> <p>(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得</p>
<p>(i) 合衆国においては、源泉徴収される租税に関する事項</p> <p>(aa) この条約がある年の三月三十一日以前に効力を生ずる場合には、その年の七月一日以後に支払われ又は貸記される額</p> <p>(bb) この条約がある年の四月一日以後に効力を生ずる場合には、その年の翌年の一月一日以後に支払われ又は貸記される額</p> <p>(ii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間</p> <p>3 この条約の効力発生の時ににおいて千九百七十年三月八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約（以下この条において「旧条約」という。）第十九条又は第二十条の規定による特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後においても、旧条約がなお効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。</p> <p>4 旧条約は、1及び2の規定に従つてこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後適用しない。ただし、旧条約により特典を受ける権利がこの条約により特典を受ける権利がこの条約により特典を受ける権利</p>

<p>この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し六箇月前に書面による終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができることにより、この条約を終了させることができ。この場合には、この条約は、次のものにつき効力を失う。</p> <p>この場合に、この条約は、次のものにつき効力を失う。</p> <p>(a) 日本国においては、</p> <p>(i) 源泉徴収される租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に租税を課される額</p> <p>(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得</p> <p>(b) 合衆国においては、</p> <p>(i) 源泉徴収される租税に関する事項</p> <p>(ii) その他の租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間</p>
--

<p>以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの条約に署名した。</p> <p>二千三年十一月六日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。</p> <p>日本国政府のために 加藤良三</p> <p>アメリカ合衆国政府のために ジョン・W・スノー</p> <p>議定書</p> <p>所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、日本国条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。</p> <p>1 条約第二条の規定にかかわらず、</p> <p>(a) 外国保険業者の発行した保険証券に対する合衆国の消費税は、日本国の企業が行う保険事業の収入となる保険料（当該企業が負担する当該保険料に係る危険のうち、条約又は当該消費税の免除を規定する合衆国が締結する他の租税条約の特典を受ける権利を有しない者により再保険される部分に係る保険料を除く。）に係る保険証券又は再保険証券に対しては、該消費税の免除を規定する合衆国が締結する</p> <p>2 条約第三条1(e)に関し、「法人以外の団体」には、遺産、信託財産及び組合を含む。</p> <p>3 条約第三条1(m)に関し、年金基金は、日本国法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八条若しくは第十条の二又は同法附則第二十条第一項に規定する租税が課される場合においても、条約第三条1(m)(ii)にいう活動に関して租税を免除される者として取り扱われることが了解される。</p>
--

<p>4 第十条及び第十一條に規定する率を超える率では、課することができない。</p> <p>(ii) 日本国において設立された団体であつて引き続き適用する。旧条約は、租税に関しては、合衆国の民間財團に該当するものが取得する使用料又はその他の所得に対しては、課することができない。</p> <p>5 条約第九条に關し、企業の利得の決定に當たつて、同条にいう独立企業原則は、一般に、当該企業とその関連企業との間の取引の条件と独立の企業の間の取引の条件との比較に基づいて適用されることが了解される。また、比較可能性に影響を与える要因には次のものが含まれることが了解される。</p> <p>(a) 移転された財産又は役務の特性</p>
--

<p>(b) 当該企業及びその関連企業が使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上での当該企業及びその関連企業の機能</p> <p>(c) 当該企業との関連企業との間の契約条件</p> <p>(d) 当該企業及びその関連企業の経済状況</p> <p>(e) 当該企業及びその関連企業が遂行する事業戦略</p>	<p>あるものに対しては、当該他の締約国においてのみ租税を課することができます。ただし、当該受益者が当該一方の締約国内において当該一方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行なう場合において、当該有価証券の貸付けに関する料金、保証料及び融資契約に係る手数料が当該恒久的施設に帰せられ、又は当該有価証券の貸付けに係る手数料が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものが当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、この限りでない。</p> <p>(iii) 当該被用者が、当該行使の日において勤務を行つていること。</p>
<p>6 条約第十条4及び5に関し、合衆国の不動産投資信託(9)において「不動産投資信託」といふ(9)又は日本国における課税所得の計算上受益者に対する支払配当を控除することができる法人は、その有するいずれの不動産の持分の価値も、その有する不動産の持分の全体の十パーセントを超えない場合に、分散投資しているものとされる。この6の適用上、譲渡担保財産として取得した不動産であつて受戻権が消滅したもののは、不動産の持分とはされない。これらの者が組合の持分を保有している場合には、これらは、当該組合が有する不動産の持分を、これらの者が有する当該組合の持分の割合に応じて直接に所有するものとして取り扱う。</p>	<p>9 条約第十三条に関し、不動産投資信託が合衆国に存在する不動産の譲渡によって取得する収益に基づいて行なう分配に対しても、同条1の規定に従つて租税を課すことができることが了解される。</p>
<p>7 条約第十条9に関し、同条9に規定する活動が法律上独立した団体により行われたとしたならば支払われたとみられる配当の額に相当する所得の額は、各課税年度において、当該活動から生ずる税引き後の所得の額に、同条9に規定する租税を課する締約国における当該法人の投資の額の変動を考慮に入れて調整を加えた額とすることが了解される。</p>	<p>10 (a) 条約第十四条に関し、ストックオプション制度に基づき被用者が享受する利益でストックオプションの付与から行使までの期間に関連するものは、同条の適用上「その他これらに類する報酬」とされることが了解される。</p>
<p>(b) さらに、被用者が次の(i)から(iv)までに掲げる要件を満たす場合には、二重課税を回避するため、ストックオプションの行使の時に当該被用者が居住者とならない締約国は、当該被用者が居住者とならない締約国は、当該被用者が勤務を当該締約国内において行なった期間中当該ストックオプションの付与から行使までの期間に関連する部分についてのみ租税を課すことができることが了解される。</p>	<p>11 条約第二十二条1(c)に関し、ある課税年度の直前の課税年度中に一又は二以上の公認の有価証券市場において取引されたある種類の株式の総数が当該直前の課税年度中の当該株式の発行済株式の総数の平均の六パーセント以上である場合には、当該株式は、当該課税年度において常取引されるものとされる。</p>
<p>8 一方の締約国の居住者が支払う有価証券の貸付けに関連する料金、保証料及び融資契約に係る手数料で他方の締約国の居住者が受益者であることが了解される。</p>	<p>12 条約第二十二条2に関し、同条2の規定に基づきある者が一方の締約国内において営業又は事業の活動に従事しているか否かを決定するに当たつて、その者が組合員である組合が行なう活動及びその者に関連する者が行なう活動は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の五十パーセント以上)を所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十</p>
<p>アメリカ合衆国政府のためには ジョン・W・スナー</p>	<p>日本政府のために 加藤良三</p>

官 報 (号 外)

第明治二十二種郵便物認可日
二十五年三月三十一

平成十六年三月十一日 衆議院會議錄第十三号

発行所
二 東京〒一〇五十五年八月四日
独立行政法人 国立印刷局

電 話
03 (387) 4294

定 價
(本体) 一一〇円